

別紙4 特定個人情報保護評価書 全項目評価書「予防接種に関する事務」素案の概要

予防接種事務のデジタル化に係る特定個人情報保護評価書「全項目評価書」の改訂内容

I 基本情報
<p>【1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務】に以下の内容を追記。</p> <p>②事務の内容</p> <p><予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務></p> <ol style="list-style-type: none">1.本市は、情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。2.住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。3.住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリ等においてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。4.本市は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。
<p>【2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム】に以下の内容を追記。</p> <p><システム4></p> <p><システムの名称></p> <p>予診情報・予防接種記録管理/請求支払いシステム</p> <p><システムの機能></p> <p>①予防接種関連データの登録機能</p> <p>本市は、健康管理システムからの情報連携又は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム画面への直接入力により、予診票項目、接種勧奨における通知文言等の予防接種関連データを予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録する。</p> <p>②情報登録機能及び PMH キー採番依頼機能等</p> <p>予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、本市で管理している個人番号、対象者情報、予診票情報及び接種記録を予診情報・予</p>

防接種記録管理／請求支払システムに登録する。また、Public Medical Hub を経由して社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH キーを自動採番する。すでに PMH キーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存の PMH キーを利用する。

③情報連携機能(マイナポータル)

・識別子の格納機能

予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、マイナポータルからの予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム初回利用時に、マイナポータル上で生成された PMH 仮名識別子を PMH キーと紐付けて予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに格納して保管する。

・仮名識別子を利用した情報入力/提供機能

予防接種の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐付く PMH 仮名識別子を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、PMH 仮名識別子から PMH キーを特定し、PMH キーに紐付く接種記録・通知をマイナポータルへ提供する。また、マイナポータルへログインして予診票の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは PMH 仮名識別子から PMH キーを特定し、PMH キーに紐付く予診票情報を登録する。

④情報連携機能(医療機関用アプリ)

・本人確認情報の格納機能

予防接種対象者が、顔認証端末又はマイナ資格確認アプリを利用してマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システムを経由して Public Medical Hub に本人確認情報が格納される。

・本人確認情報を利用した情報入力/提供機能

医療機関用アプリは、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本人確認情報を利用した照会を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、Public Medical Hub から本人確認情報を取得し、本人確認情報に紐付く予防接種対象者番号をキーに予診票情報を医療機関用アプリに提供する。また、医療機関が接種記録の入力画面から情報を入力することにより、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは予防接種対象者番号から PMH キーを特定し、PMH キーに紐付く接種記録を登録する。

⑤情報連携機能(履歴照会回答システム)

・識別子の格納機能

予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは接種記録等の情報を予防接種 DB に連携し、予防接種 DB において予防接種の有効性・安全性等の調査・研究を行う。予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムから履歴照会回答システムに PMH キーを連携し、履歴照会回答システムはオンライン資格確認等システムから被保険者番号等を取得し、履歴照会回答システム上で生成した ID5 を PMH キーと紐づけて予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携する。

<他のシステムとの接続>

その他 総合健診システム、マイナポータル、医療機関用アプリ、電子カルテ等、Public Medical Hub、履歴照会回答システム、オンライン資格確認等システム

【5. 個人番号の利用】に以下の内容を追記。

法令上の根拠

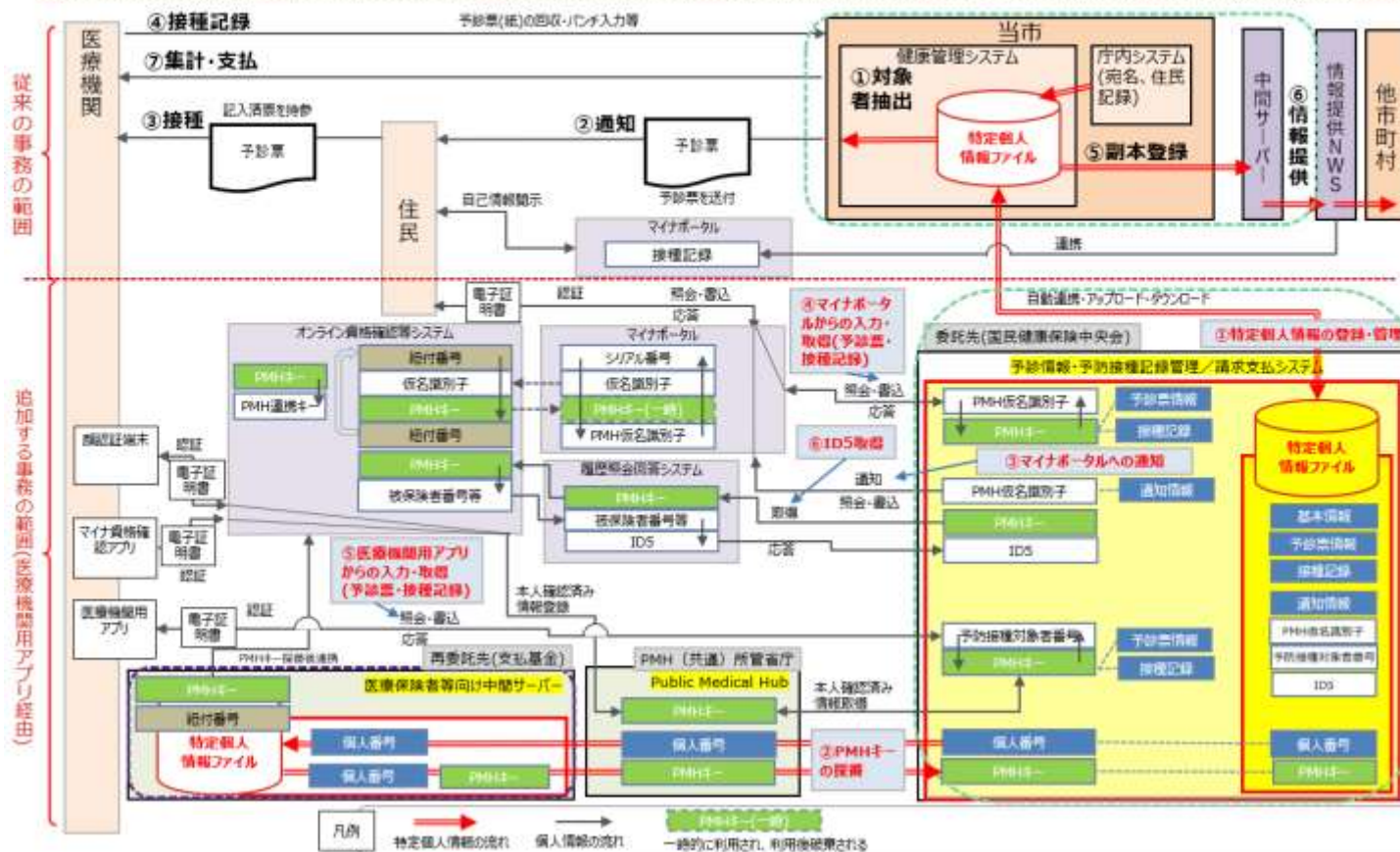
【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る事務】

番号法第 19 条第 6 号（委託先への提供）

「別添1 事務の内容」を以下のとおり変更する。

予防接種事務の概要 全体図

従来の事務では、①～⑦の流れで健康管理システム・中間サーバに情報が登録・連携される。今回利便性の向上のため、予防接種における住民からの予診票入力及び接種記録の取得、医療機関からの予診票取得、接種記録の入力等のオンライン化を事務の範囲に追加する。追加する事務では、①②の流れで、情報が連携され、住民がマイナポータル経由、医療機関が医療機関用アプリ経由でオンライン化(③④⑤⑥)が実現できる。(緑色部が評価対象の事務、青色部については社会保険診療報酬支払基金(支払基金)がPIAを実施するため評価対象外)



備考

①特定個人情報の登録・管理

・本市は、健康管理システムからの情報連携又は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム画面への直接入力により、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて対象者の個人番号を含む対象者情報と予防接種管理情報の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)

・本市は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムから接種記録等、必要な情報を自動連携またはダウンロードし、健康管理システム等への取込を行う。

・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。

②PMH キー採番

・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、Public Medical Hub に対して個人番号を連携することで、オンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが連動するための PMH キーの採番処理を依頼する。

・Public Medical Hub は、医療保険者等向け中間サーバーを経由し PMH キーを採番して予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに回答する。

・医療保険者等向け中間サーバーは、PMH キーと個人番号を紐付けて、PMH キーと紐付番号をオンライン資格確認等システムへ連携する。

・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子と PMH キーを紐付けて、マイナポータルに連携する。

・マイナポータルは、新たに PMH 用の仮名識別子(PMH 仮名識別子)を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMH キーと紐付けて、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携する。(連携後、マイナポータル上から PMH キーは削除される。)以降、③④⑤⑥が可能となる。

③マイナポータルへの通知

・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムからマイナポータル経由で住民向けの通知を行うため、本市は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを利用してマイナポータルに識別子(PMH 仮名識別子)と通知情報を登録する。

④マイナポータルからの入力・取得(予診票・接種記録)

・住民は、マイナポータル経由で予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの予診票の事前入力や、予診情報・予防接種記録管理／

請求支払システムから接種記録や通知情報を閲覧/取得する。

⑤医療機関用アプリ等からの入力・取得(予診票・接種記録)

・医療機関が医療機関用アプリ等を利用し、接種時に住民からマイナンバーカードによる本人確認を経て、事前入力された予診票及び接種記録の閲覧/取得/入力を行う。

⑥ID5 取得

・予防接種 DB への接種記録等の連携時に個人を特定する識別子情報として、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが履歴照会回答システム経由で ID5 を取得する。

II 特定個人情報ファイルの概要

「2. 基本情報」に以下の内容を追記。

④記録される項目

・主な記録項目

○その他

<予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務>

・予防接種記録情報

・その妥当性

【予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】

・識別情報(その他識別情報)

PMH キー、PMH 仮名識別子、PMH 連携キー、予防接種対象者番号、ID5…予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。

・業務関係情報(その他)

予防接種記録情報…予防接種事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムが、外部と情報連携するために必要となる。

「3. 特定個人情報の入手・使用」に以下の内容を追記。

①入手元

民間事業者 医療機関

その他 支払基金

②入手方法

その他 Public Medical Hub、医療機関用アプリ等、マイナポータル

③入手の時期・頻度

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】

・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムがPMHキーの採番処理依頼時に都度、Public Medical Hub から特定個人情報を入手する。

・本市が予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに登録した予診票のひな形に対して、住民が接種前にマイナポータル等を介して予診票情報を入力することにより、本市が個人情報を入手し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。

・接種時に、医療機関のタブレットに搭載された医療機関用アプリ等又は医療機関での顔認証端末を用いて、住民がマイナンバーカードで認証することにより、医療機関が入力した予診票情報、接種記録を個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて個人番号と結びついて特定個人情報となる。

④入手に係る妥当性

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】

(PMHキー採番処理依頼時に入手される特定個人情報)

・特定個人情報は、外部との情報連携のため、PMHキーの採番処理依頼時にPublic Medical Hubを経由して医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。

(その他:個人情報として入手し、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおいて個人番号と結び付き特定個人情報となる情報)

本市が入手する特定個人情報のうち、既存事務と同様に予診票に事前入力される事項は、本人又は本人の代理人から情報を入手し、予診票

の医師記入欄及び接種記録は、予防接種を実施する医療機関から入手する。

・予診票の事前入力 of オンライン化により、住民の利便性の向上が図られる。マイナポータルではマイナンバーカードによる認証(本人確認)の後、本人又は本人の代理人の同意に基づいて情報が入力される。接種を受託する医療機関は、当該情報確認し、接種の可否を判断する。

・医療機関において、タブレットに搭載された医療機関用アプリ等を用いた予診票の確認・接種記録がオンライン化されることにより住民及び医療機関の利便性の向上が図られる。また、情報の入手期間が短縮されることにより行政事務の効率化が図られる。医療機関での本人確認後、医療機関用アプリ等又は顔認証端末を用いて本人又は本人の代理人がマイナンバーカードで認証することにより、医療機関が予診票情報を確認して予診・問診を行い、接種後に接種記録の入力を行う。

⑤本人への明示

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】

・本人又は本人の代理人から入手する情報については、利用目的を明示した上で入手している。マイナポータル及び医療機関用アプリ又は医療機関での顔認証端末では、本人又は本人の代理人が画面に表示された利用目的を確認して、本人確認することにより入手する。

⑧使用方法

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】

・情報連携のため、本市は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び予防接種管理情報の紐付け及び登録を行う。

・登録後、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、Public Medical Hub に対してオンライン資格確認等システムと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hubを経由して予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに応答する。

・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルと予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムで共有されることで予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムからマイナポータルへの通知、マイナポータルや医療機関用アプリ等から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの予診票情報及び接種記録の取得/閲覧/入力等といった情報連携が可能となる。

<情報の統計分析>

【予防接種に関する事務】

特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】

特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。

「4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託」に以下の内容を追記。

委託事項2

予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱

①委託内容

予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲

特定個人情報ファイルの一部

対象となる本人の数

10万人以上100万人未満

対象となる本人の範囲

予防接種法または特措法に定められる予防接種の対象者

その妥当性

予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは公益社団法人国民健康保険中央会(以下、国保中央会という。)が構築し、希望する市区町村が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMHキーの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。

ただし、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに格納された特定個人情報は、自動処理により再々委託先(これ以降の全ての委託を含む。以下、同じ。)に情報連携されるため、東京都国民健康保険団体連合会(以下、東京都国保連合会という。)及び国保中央会は特定個人情報にアクセスすることはない。

③委託先における取扱者数

10人以上 50人未満

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法

その他 LGWAN 又は閉域網回線を用いた提供

⑤委託先名の確認方法

下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。

⑥委託先名

東京都国保連合会

⑦再委託の有無

再委託する

⑧再委託の許諾方法

書面又は電磁的方法による承諾

⑨再委託事項

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】

・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの運用保守

・PMH キーの採番及び PMH キーを介した医療機関用アプリ等・マイナポータルへの情報連携

※情報連携は PMH キーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。

「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」に以下の内容を追記。

③提供する情報

予防接種履歴

「6.特定個人情報の保管・消去」に以下の内容を追記。

①保管場所

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】

予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ

対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015 又は CS マーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。

- ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理
- ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国保中央会や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

③消去方法

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務】

- ・本市の領域に保管されたデータのみ、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを用いて消去することができる。
- ・本市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、IaaS を利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

- ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。
- ・不要となったバックアップファイルは、ストレージに適用されたライフサイクルルールに基づき、保管されたログ情報については、各オブジェクトの保管日(作成日)を起点として3年が経過した時点で、自動的に削除される。

「別添2ファイル記録項目」に以下の内容を追記。

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加の記録項目】

(1)対象者情報

- 1.個人番号
- 2.PMH キー
- 3.PMH 仮名識別子
- 4.基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
- 5.保護者氏名
- 6.自治体コード
- 7.自治体業務 ID
- 8.連携ファイル名
- 9.連携日時
- 10.連携処理ステータス/エラー内容
- 11.制御フラグ(リカバリー/不開示/閲覧停止)
- 12.変更区分
- 13.削除の異動日
- 14.その他管理番号
- 15.ID 等(予防接種対象者番号)
- 16.その他区分等(接種対象者区分/減免区分)

(2)ユーザー情報

17.機関マスタ ID 18.機関ユーザーID 19.メールアドレス 20.ユーザー氏名 21.ユーザー区分 22.ユーザー権限 ID 23.個人番号
閲覧可能フラグ 24.ユーザー削除フラグ

(3)予診票情報

25.項目 ID 26.管理 ID 27.更新日時 28.回答 ID 29.回答内容 30.回答処理ステータス 31.回答日時 32.接種不可フラグ 33.
予防接種設定 ID 34.予防接種管理 ID 35.組み合わせ番号 36.強制失効日 37.勸奨情報(ルール ID、勸奨日)

(4)予防接種記録情報

38.予防接種記録 ID 39.予防接種管理 ID 40.接種日 41.接種同意フラグ 42.医療機関コード 43.医師名 44.実施場所 45.実施区
分 46.接種区分 47.GTIN コード 48.ワクチンメーカー名 49.ワクチン名(ワクチン一般名/ワクチン通称/ワクチン販売名) 50.ロット番号
51.接種量 52.接種部位 53.接種方法 54.ワクチン有効期限 55.要注意接種フラグ 56.特別の事情 57.海外接種フラグ 58.更新日
時 59.最新/削除フラグ 60.その他区分等(接種対象者区分/減免区分)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策

「2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」に以下の内容を追記。

リスク1:目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・医療機関の受付窓口で本人確認の後、医療機関用アプリ等又は顔認証端末でマイナンバーカードを利用した認証により本人の情報のみが対象者として連携される。
- ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、マイナンバーカードを利用した認証により、本人以外からの情報の入力を防止する。
- ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、

対象者以外の情報を入手することはない。

必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・医療保険者等向け中間サーバーから Public Medical Hub を経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMH キーと個人番号) のみが返却されるようシステムの的に制御している。
- ・医療機関から医療機関用アプリ等を介して入力される際は、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目のみが連携されるようシステムの的に制御している。
- ・本人が、マイナポータルへログインし、予診票情報を入力する際には、定められたデータ項目のみが入力されるようシステムの的に制御している。

リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・医療保険者等向け中間サーバーから Public Medical Hub を経由した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMH キーと個人番号) のみが返却されるようシステムの的に制御している。
- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。

リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが提供した個人番号は Public Medical Hub から加工することなく返却されるため、本

人のものではない誤った個人番号を入手することはない。

個人番号の真正性確認の措置の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムが提供した個人番号を Public Medical Hub から加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

個人番号及び基本情報の正確性は、既存事務において住基システムとの連携等により担保されている。

リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムと支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、Public Medical Hub を経由した閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。

・健康管理システムは、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの連携時に LGWAN 回線による閉域網で接続され、通信内容は情報漏洩を防止するために暗号化される。

【3. 特定個人情報の使用】に以下の内容を追記。

リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにアクセスする本市の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。

・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。

・医療機関用アプリ等や住民から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。

リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理 具体的な管理方法

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。

- ・本市は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのアクセス権限を管理する管理者を定める。
- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムのログインはユーザ ID・パスワードで行う。
- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへのログイン用のユーザ ID は、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
- ・端末は、限定された者しかログインできない。
- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LGWAN 回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。
- ・既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。

アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへのログイン用のユーザ ID は、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
- ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。
- ・本市において、人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させる。

アクセス権限の管理 具体的な管理方法

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・共用 ID は発行せず、必ず個人に対し、ユーザーID を発行する。
- ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。

特定個人情報の使用の記録 具体的な方法

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・本市は、システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。

リスク3:従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・本市は、特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。
- ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従業者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。本市は、当該教育の実施について履行確認を行う。再委託先においても同様の取扱いとする。
- ・本市は、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。

リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出した CSV ファイルを予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- ・本市の既存システム(各業務システム)から予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN 又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。
- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムでは、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。
- ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。

【4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託】に以下の内容を追記。

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

本市は、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを東京都国保連合会に委託し、東京都国保連合会は国保中央会に再委託することとする。

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、国保中央会の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・本市がアクセス権限の管理状況を確認できる。
- ・本市は、アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。
- ・本市は、アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。
- ・本市は、アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。

※特定個人情報に係るアクセス権限は、再々委託先(PMH キー採番や運用保守)のみに付与される。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは特定個人情報の取り扱いのログを保存し、本市は特定個人情報に係る操作のログを閲覧・出力できる。

※再々委託先(PMH キー採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。

特定個人情報の提供ルール

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から他者への提供は行わない。
- ・本市は委託契約に基づき、委託先(再委託先及び再々委託先を含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。

特定個人情報の消去ルール

ルールの内容及びルール遵守の確認方法

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・委託契約終了後は予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムに保管していた全ての特定個人情報を国保中央会が消去する。
- ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。
- ・委託契約書に基づき、本市は消去について国保中央会から報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定

既定の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

東京都国保連合会及び国保中央会は特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。

- ・秘密保持義務
- ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止
- ・特定個人情報の目的外利用の禁止
- ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
- ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録

- ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール
- ・再委託における条件
- ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保
- ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任
- ・委託契約終了後の特定個人情報の消去
- ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化
- ・従業員に対する監督・教育
- ・契約内容の遵守状況についての報告
- ・実地の監査、調査等に関する事項

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・再々委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。
- ・国保中央会が、再々委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。
- ・点検は、再々委託の相手方によるセルフチェックを基本とし、必要に応じて国保中央会が訪問確認を行う。
- ・点検後に改善事項がある場合は、国保中央会が改善指示及び改善状況のモニタリングを行う。
- ・国保中央会は、点検結果について東京都国保連合会及び本市に年1回報告を行う。

その他の措置の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

- ・委託契約書に以下の規定を設ける。

委託先及び再委託先は、従業員に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。

【7. 特定個人情報の保管・消去】に以下の内容を追記。

リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

⑤物理的対策 具体的な対策の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015 又は CS マーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。

主に以下の物理的対策を講じている。

- ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスの利用

⑥技術的対策 具体的な対策の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015 又は CS マーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。

主に以下の技術的対策を講じている。

- ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国保中央会や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムは外部からの侵入検知・通知機能を備えている。

・本市の端末と予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

・本市の端末と予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムとの通信は LGWAN 回線又は閉域網 VPN 等に限定されている。

・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。

・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。

リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク

リスクに対する措置の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。

リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク

消去手順 手順の内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。

・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。

・不要となったバックアップファイルは、ストレージに適用されたライフサイクルルールに基づき、保管されたログ情報については、各オブジェクトの保管日(作成日)を起点として3年が経過した時点で、自動的に削除される。

IV その他のリスク対策

【1. 監査】に以下の内容を追記。

①自己点検 具体的なチェック方法

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

本市は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。

②監査 具体的な内容

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

本市は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。

【2.従業者に対する教育・啓発】具体的な方法に以下の内容を追記。

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

本市は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。

【3.その他のリスク対策】に以下の内容を追記。

【予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務における追加措置】

本市は、情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。